

平成23年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成23年度6月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成23年6月定例会議案説明資料目次

総務部

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算	(総括表)	8
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算給与費明細書	財政課	6
	3 補正予算説明資料	総務課	9
		財政課	10
		行財政改革局 人事企画課	11
		業務効率推進課	12
		財源確保推進課	13
		職員人材開発センター	14
		福利厚生課	15
人権局 人権・同和対策課		16	
(県民課)	18		
4 歳入歳出事項別明細書	(総括表)	21	
5 節の明細	(総括表)	26	
第2号	平成23年度鳥取県公債管理特別会計補正予算	(総括表)	27
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書	(総括表)	28
	2 補正予算説明資料	財政課	29
	3 歳入歳出事項別明細書	(総括表)	31
	4 節の明細	(総括表)	33

議案番号	件名	課名等	頁
第7号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	34
第8号	鳥取県行政組織条例の一部改正について	行財政改革局 業務効率推進課	36
第17号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	行財政改革局 財源確保推進課	41

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成22年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	総務課ほか	42

議案第1号

平成23年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 地方交付税	128,569,000	2,219,785	130,788,785
7 分担金及び負担金	607,886	185,716	793,602
9 国庫支出金	38,865,921	3,740,545	42,606,466
10 財産収入	1,326,218	2	1,326,220
11 寄附金	70,000	8,744	78,744
12 繰入金	23,769,847	2,398,623	26,168,470
14 諸収入	11,076,449	88,944	11,165,393
15 県債	50,147,000	2,453,000	52,600,000
歳入合計	322,282,000	11,095,359	333,377,359

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	25,548,544	117,996	25,666,540	727		△ 3,490	120,759
3 民生費	44,134,890	658,615	44,793,505	△ 30,628		570,928	118,315
4 衛生費	11,805,438	259,620	12,065,058	31,594		143,718	84,308
5 労働費	8,095,195	252,800	8,347,995			248,000	4,800
6 農林水産業費	22,885,103	2,769,398	25,654,501	1,058,828	624,000	650,623	435,947
7 商工費	10,780,245	592,215	11,372,460			2,700	589,515
8 土木費	37,816,747	4,853,462	42,670,209	2,504,075	1,715,000	122,191	512,196
9 警察費	17,320,386	1,340	17,321,726				1,340
10 教育費	67,361,118	1,276,274	68,637,392	26,677	65,000	947,359	237,238
11 災害復旧費	4,822,129	201,169	5,023,298	149,272	49,000		2,897
12 公債費	57,978,287	112,470	58,090,757				112,470
歳出合計	322,282,000	11,095,359	333,377,359	3,740,545	2,453,000	2,682,029	2,219,785

歳 入

5款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	千円 128,569,000	千円 2,219,785	千円 130,788,785	1 普通交付税	千円 2,219,785	
計	128,569,000	2,219,785	130,788,785			

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 農林水産業費分担金	千円 85,621	千円 40,087	千円 125,708	1 農地費分担金	千円 40,087	土地改良費分担金
計	148,348	40,087	188,435			

2項 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
3 農林水産業費負担金	千円 172,693	千円 101,131	千円 273,824	1 農地費負担金	千円 84,085	土地改良費負担金 76,965 農地防災事業費負担金 7,120
4 土木費負担金	271,944	44,498	316,442	2 林業費負担金	17,046	林道費負担金
				2 道路橋りょう費負担金	15,361	道路橋りょう新設改良費負担金
				3 河川海岸費負担金	28,157	砂防費負担金
				5 都市計画費負担金	980	街路事業費負担金
計	459,538	145,629	605,167			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
6 災害復旧費国庫負担金	千円 2,139,765	千円 100,050	千円 2,239,815	2 土木施設災害復旧費負担金	千円 100,050	建設災害復旧費負担金
計	15,560,018	100,050	15,660,068			

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	千円 1,785,138	千円 727	千円 1,785,865	1 総務管理費補助金	千円 727	私立学校振興費補助金
2 民生費国庫補助金	1,557,500	△ 30,628	1,526,872	1 社会福祉費補助金	△ 36,726	老人福祉費補助金 12,076 障がい者自立支援事業費補助金 △ 48,802
				2 児童福祉費補助金	6,098	児童福祉総務費補助金
3 衛生費国庫補助金	998,063	31,594	1,029,657	1 公衆衛生費補助金	6,969	特定疾患対策費補助金 1,070 生活習慣病予防対策費補助金 5,899
				3 医薬費補助金	24,625	医務費補助金 23,079 保健師等指導管理費補助金 1,546

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
	千円	千円	千円		千円		千円
5 農林水産業費 国庫補助金	4,135,834	1,058,828	5,194,662	3 農地費補助金	419,986	土地改良費補助金	261,520
						農地調整費補助金	616
						農地防災事業費補助金	157,850
				4 林業費補助金	638,842	林業総務費補助金	△ 3,085
						造林費補助金	161,600
						林道費補助金	160,900
						治山費補助金	319,427
7 土木費国庫補助金	9,808,422	2,504,075	12,312,497	1 土木管理費補助金	365	建築指導費補助金	
				2 道路橋りょう費補助金	1,640,638	道路橋りょう総務費補助金	9,240
						道路橋りょう維持費補助金	885,548
						道路橋りょう新設改良費補助金	745,850
				3 河川海岸費補助金	804,146	河川改良費補助金	532,864
						砂防費補助金	241,282
						海岸保全費補助金	30,000
				4 港湾費補助金	12,330	港湾建設費補助金	
				5 都市計画費補助金	46,596	公園費補助金	
9 教育費国庫補助金	703,794	26,677	730,471	1 教育総務費補助金	16,597	育英奨学事業費補助金	
				4 高等学校費補助金	5,482	施設設備整備費補助金	
				6 社会教育費補助金	1,123	生涯学習センター費補助金	
				7 保健体育費補助金	3,475	体育施設費補助金	
10 災害復旧費 国庫補助金	848,727	49,222	897,949	1 農林水産施設災害 復旧費補助金	49,222	耕地災害復旧費補助金	45,922
						林道施設災害復旧費補助金	3,300
計	22,463,077	3,640,495	26,103,572				

10款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
	千円	千円	千円		千円		
2 利子及び配当金	407,498	2	407,500	1 利子及び配当金	2		
計	645,903	2	645,905				

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
	千円	千円	千円		千円		
4 農林水産業費寄附金	0	8,744	8,744	1 林業費寄附金	8,159	林業振興費寄附金	
				2 水産業費寄附金	585	水産業振興費寄附金	
計	70,000	8,744	78,744				

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 鳥取力創造運動推進基金繰入金	千円 91,000	千円 △ 28,267	千円 62,733	1 鳥取力創造運動推進基金繰入金	千円 △ 28,267	計画調査費充当
5 森林整備地域活動支援基金繰入金	109,150	5,277	114,427	1 森林整備地域活動支援基金繰入金	5,277	林業振興費充当
7 森林環境保全基金繰入金	84,106	115,389	199,495	1 森林環境保全基金繰入金	115,389	林業振興費充当 造林費充当
8 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	1,269,456	97,351	1,366,807	1 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	97,351	障がい者自立支援事業費充当
11 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	4,567,719	248,000	4,815,719	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	248,000	労政総務費充当
13 安心こども基金繰入金	665,519	128,157	793,676	1 安心こども基金繰入金	128,157	計画調査費充当 児童福祉総務費充当 教育連絡調整費充当
16 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	1,103,477	12,000	1,115,477	1 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	12,000	老人福祉費充当
17 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	180,324	370,823	551,147	1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	370,823	老人福祉費充当
21 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	1,460,452	379,607	1,840,059	1 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	379,607	林業振興費充当
22 授業料減免・奨学金等基金繰入金	11,542	16,597	28,139	1 授業料減免・奨学金等基金繰入金	16,597	私立学校振興費充当 育英奨学事業費充当 教育連絡調整費充当 教育振興費充当
23 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金	2,082,773	910,871	2,993,644	1 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金	910,871	特別支援学校費充当 体育施設費充当 スポーツ振興費充当
24 地域医療再生基金繰入金	959,889	11,993	971,882	1 地域医療再生基金繰入金	11,993	生活習慣病予防対策費充当
25 ワクチン接種緊急促進基金繰入金	332,622	130,825	463,447	1 ワクチン接種緊急促進基金繰入金	130,825	予防費充当
計	23,548,013	2,398,623	25,946,636			

14款 諸収入

4項 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
26 日本電信電話等受託事業収入	千円 7,600	千円 2,941	千円 10,541	1 日本電信電話等受託事業収入	千円 2,941	
27 国土交通省受託事業収入	178,614	30,537	209,151	1 国土交通省受託事業収入	30,537	
31 橋梁耐震補強整備受託事業収入	0	3,500	3,500	1 橋梁耐震補強整備受託事業収入	3,500	
計	1,797,956	36,978	1,834,934			

## 7項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
4 境港管理組合還付金	41,456	34,765	76,221	1 境港管理組合還付金	34,765	
7 雑 入	1,890,178	17,201	1,907,379	1 雑 入	17,201	
計	2,392,084	51,966	2,444,050			

## 15款 県 債

## 1項 県 債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区 分	金 額					
	千円	千円	千円		千円	千円				
3 農 林 水 産 業 債	1,405,000	624,000	2,029,000	2 農 地 債	169,000	土地改良費充当 138,000 農地防災事業費充当 31,000				
				3 林 業 債	455,000	造林費充当 84,000 林道費充当 92,000 治山費充当 279,000				
				4 普 通 土 木 債	7,298,000	1,715,000	9,013,000	1 道 路 橋 り よ う 債	830,000	道路橋りょう維持費充当 304,000 道路橋りょう新設改良費充当 526,000
				2 河 川 海 岸 債	877,000	河川改良費充当 564,000 砂防費充当 286,000 海岸保全費充当 27,000				
4 都 市 計 画 債	8,000	街路事業費充当								
6 教 育 債	1,667,000	65,000	1,732,000	2 高 等 学 校 債	4,000	高等学校施設設備整備費充当				
				3 特 殊 学 校 債	61,000	特別支援学校費充当				
7 災 害 復 旧 債	1,312,000	49,000	1,361,000	1 災 害 復 旧 債	49,000	建設災害復旧費充当				
計	50,147,000	2,453,000	52,600,000							



# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費						計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)					
補正後	長等	2		25,284	8,280 2.71		28,968	62,532	5,789	68,321	退職手当
	議員	35	316,576		103,559 2.74			420,135	6,188	426,323	
	その他の特別職	6,827	4,085,924	6,564	2,150 2.71			4,094,638	454,449	4,549,087	
	計	6,864	4,402,500	31,848	113,989		28,968	4,577,305	466,426	5,043,731	
補正前	長等	2		25,284	8,280 2.71		28,968	62,532	5,789	68,321	退職手当
	議員	35	316,576		103,559 2.74			420,135	6,188	426,323	
	その他の特別職	6,789	4,060,143	6,564	2,150 2.71			4,068,857	450,534	4,519,391	
	計	6,826	4,376,719	31,848	113,989		28,968	4,551,524	462,511	5,014,035	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	38	25,781					25,781	3,915	29,696	
	計	38	25,781					25,781	3,915	29,696	

2 一般職  
(1)総括

区分	職員数 (人)		給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)		備考		
			給料 (千円)	職員手当 (千円)		計 (千円)								
補正後	(161)	10,865	44,122,668		31,226,389		75,349,057			16,452,363	91,801,420			
補正前	(161)	10,865	44,122,668		31,226,389		75,349,057			16,451,827	91,800,884			
比較			0		0		0			536	536			
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	補正後	1,231,843	43,369	2,378,870	10,141,877	5,816,100	926,723	687,681	59,527	519,268	508,834	287,632		
	補正前	1,231,843	43,369	2,378,870	10,141,877	5,816,100	926,723	687,681	59,527	519,268	508,834	287,632		
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補正後	6,419	190,831	103,773	12,116	1,500	787	487,383	73,385	7,748,471				
	補正前	6,419	190,831	103,773	12,116	1,500	787	487,383	73,385	7,748,471				
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	3,986,655	69,846	4,056,501				69,846	
財政課	58,449,098	112,470	58,561,568				112,470	
行財政改革局 人事企画課	2,953,591	21,917	2,975,508				21,917	
業務効率推進課	15,552	1,797	17,349				1,797	
財源確保推進課	189,877	992	190,869				992	
職員人材開発センター	57,392	1,799	59,191				1,799	
福利厚生課	116,551	5,622	122,173				5,622	
人権局 人権・同和対策課	474,677	1,356	476,033			598	758	
〔未来づくり推進局〕 県民課	(21,332)	(1,936)	(23,268)				(1,936)	
合計	83,133,801	215,799	83,349,600			598	215,201	

<説明>

組織改正に伴う職員人件費(69,846千円)、公債管理特別会計への繰出(112,470千円)、東日本大震災に係る職員災害応援隊派遣(21,917千円)、事業棚卸しの実施(1,797千円)、売却した県有地の瑕疵に係る損害賠償(992千円)、BCP普及特別研修の実施(1,799千円)、県庁舎受動喫煙防止対策の実施(5,622千円)、宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランの策定(758千円)及び県立人権ひろば21基金造成補助事業(598千円)の実施に伴う補正。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財政課（内線：7045）→事業実施：総務課

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	3,637,607	69,846	3,707,453				69,846	
事業内容の説明  7月組織改正に伴う職員人件費の補正 14名分								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

12款 公債費

1項 公債費

財政課(内線:7045)

2目 公債管理特別会計繰出金

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公債管理特別会計繰出金	57,875,367	112,470	57,987,837				112,470	
トータルコスト	57,878,562	113,269	57,991,831	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.1人	0.5人	-				
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保</li> <li>平成26年度末の実質的な借入金残高を、22年度末(3,694億円)以下</li> </ul>							

事業内容の説明

1 事業の概要

住民参加型市場公募債を発行するために必要な所要経費について、一般会計から鳥取県公債管理特別会計へ繰り出すものである。

2 所要額 112,470千円

うち元金相当額 100,000千円  
 うち利子相当額 3,000千円  
 うち公債諸費相当額 9,470千円

3 発行する住民参加型市場公募債の概要

発行予定 平成23年9月から10月頃  
 償還年限 5年債  
 償還方法 満期一括償還  
 発行総額 10億円  
 発行利率 発行時点の金利状況による  
 充当事業 (案) 県立学校耐震化推進事業など防災関連事業

4 導入する目的及び効果

住民参加型市場公募債の発行により次の様な効果が見込まれる。  
 ○資金調達手段の多様化により、金利上昇や景気変動のリスクを緩和できる  
 ○県民の県政参画手段の提供  
 ○利息の地産地消  
 ○償還年限の短縮化による総利払い額の抑制

5 これまでの取り組みと成果

前回(平成23年3月)約3年半ぶりに試行的に発行したところ、当初の想定額を大幅に上回る応募があり、県財政を安定的に運営するための資金調達手段の一つとして活用できるものと考えられる。

(参考) 前回の発行概要

名称 「ゲゲゲのふるさと」とっとり県民債(平成22年度第1回鳥取県公募公債)  
 発行日 平成23年3月25日  
 償還年限 5年債  
 償還方法 満期一括償還  
 発行総額 5億円(応募額:46億48百万円) → 過去最高の応募倍率(9.3倍)  
 発行利率 年0.60%(税引後 年0.48%)  
 充当事業 学校教育施設整備事業 など

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

人事企画課 (内線: 7567)

1目 一般管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 東日本大震災に係る 職員災害応援隊派遣 経費	0	21,917	21,917				21,917	
トータルコスト	0	21,917	21,917	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	派遣職員調整及び契約事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の概要

宮城県からの要請により、3月22日から避難所の運営などの支援業務に従事する職員を30名体制(県:15名、市町村15名)で派遣しているところであり、7月以降も引き続き職員派遣を行うために要する経費。

2 主な事業内容

- ・7月～9月に職員災害応援隊を15陣(6日おきに出発)に亘り宮城県へ派遣。
- ・1陣あたりの派遣期間は16日間(現地活動13日、往復各1.5日)。
- ・現地には2陣が滞在し、1陣ごとに入れ替わることで継続的な支援活動を実施。
- ・石巻市役所及び石巻市内の避難所に2～3名の隊員を配置し、避難所運営などに従事(現地の状況変化により支援内容が変更される場合もあり)。

経費区分	金額(千円)	(参考)1陣あたりの経費
派遣職員輸送に係る経費(バス借上料)	10,385	692,300円(3泊4日)
職員旅費	10,632	708,800円(8名:16日分)
現地活動費(移動経費等)	900	60,000円
計	21,917	

【職員応援隊の活動状況】

- ・石巻市の避難所(小・中・高等学校)に2～3名ずつ寝泊りしながら避難所の運営に従事。
- ・主な活動は、避難者と石巻市役所、学校等の関係機関との連絡調整、避難者からの要望・苦情への対応、避難所の環境整備、食事の準備、来客への対応など。
- ・派遣職員に対する石巻市や避難者からの信頼も厚い。
- ・3日又は4日に1日は近隣の宿泊施設で休息を取るローテーションを組み、派遣職員の健康に配慮。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

業務効率推進課 (内線：7612)

2目 人事管理費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 事業棚卸し実施事業	0	1,797	1,797				1,797	
トータルコスト	0	4,992	4,992	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0.4人	0.4人	事業棚卸しの実施				
工程表の政策目標(指標)	将来ビジョンの実現に向け、既存事業の見直し及び集中と選択による一層の経費削減を図る							

事業内容の説明

1 事業の概要

サマーレビューや工程表の作成・運用といった「内部の視点」による予算事業の点検・評価に加え、「外部の視点」による点検として外部有識者等を評価者に加えた事業棚卸しを公開で実施する。

2 主な事業内容

評価者	[構成] ・外部有識者 各分野(農林水産、商工、文化、福祉など)、各地域(市街地、過疎地)等から性別が偏らないよう多様な人材を選定 ・県民委員 県民に開かれた事業棚卸しとなるよう県民委員を公募 ・市町村職員
対象事業	評価者会議で検討 ・十分な議論ができる時間の確保を考慮しながら、公開の議論において検討を行うことが適当と思われる事業を選定
実施方法	・各所属からヒアリング(インターネットによる同時配信) ・最終まとめ、公表 ⇒ 予算編成に反映
所要経費	外部有識者や県民委員への報償費、特別旅費 1,797千円

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 22年度は、外部有識者・県民委員を評価者に加え、インターネットによる公開で実施

・評価者：2チーム編成(1チーム8名：県職員含む)

・対象：30事業

抜本的見直し(廃止を含む)を検討する事業：9事業

引き続き県で実施するが改善等を提案する事業：21事業

(2) 23年度の主な見直し・改善点

・事業を公平・客観的かつ県民視点で評価するため、外部有識者と県民委員を中心とした評価チームを編成する。

・事業の重複等の観点から、類似事業を一群の制度として棚卸すことを検討する。

・分かりやすい評価・判定となるよう、評価区分を工夫する。

・事業選定段階から評価者の意見を取り入れる。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財源確保推進課(内線:7016)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公有財産管理・利活用対策費	55,117	992	56,109				992	
トータルコスト	87,069	992	88,061	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.0人	0.0人	4.0人	賠償金の支払				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の概要

(1) 概要

県が個人(以下「相手方」)へ随意契約により売却した元県有地(以下「土地」)の物件情報内容に瑕疵(誤り)が存在したことにより、相手方が被った損害等を県が負担するもの。

(2) 経緯

○県は、当該土地を、平成21年11月から平成22年2月までの間、都市計画法上の「都市計画区域外」と提示し、売却の一般競争入札を行ってきたが応札がなく、以後、不落随意契約対象物件として、随時募集を行っていた。

○県は、平成22年11月に、土地を、不落随意契約対象物件として相手方へ売却した。  
(相手方は住宅建築目的で購入)

○売却後、相手方からの申出により、土地は「都市計画区域外」ではなく、「都市計画区域(市街化調整区域)」であることが判明した。

○このため、相手方は土地への住宅建築が不可能となり、相手方に損害が発生したことから、県は相手方に対し損害賠償責任を負うこととなった。

(3) 土地の概要

物件名	所在地	面積	土地代金
(元)鳥取警察署谷駐在所	鳥取市国府町麻生字上河原141番5	136.66㎡	2,118,000円
	鳥取市国府町麻生字上河原142番3	42.83㎡	
合計		179.49㎡	

2 主な事業内容

【損害賠償等への対応】

土地の物件情報内容の瑕疵に伴い、相手方が被った以下の損害等について県が負担する。

区分(科目)	金額(千円)	内容
補償、補填及び賠償金	954	相手方が土地売買に伴い負担した契約手続費用、土地造成費用等
償還金、利子及び割引料	38	県が土地代金を受領した時から返還するまでの利息(年5%)
合計	992	

※土地代金については別途返還済み



平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

職員人材開発センター（電話：0857-23-3291）

2目 人事管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) BCP（事業継続計画）普及特別研修事業	0	1,799	1,799				1,799	
トータルコスト	0	2,598	2,598	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	研修の企画・実施、委託先及び部内の連絡調整、委託契約事務手続、委託料の支払				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の概要

東日本大震災を受けてBCPの作成を緊急に進めるため、BCPを作成するのに必要な基礎・基本を学ぶための研修実施に要する経費。

2 主な事業内容

(1) BCP普及特別研修の開催

（723千円（講師謝金 360千円、講師旅費 363千円））

- ・全ての県職員及び市町村の幹部職員等を対象にBCPについての基礎知識の普及・啓発を行う研修を実施。
- ・平成23年度は、県の幹部職員、BCP作成担当者、市町村の幹部職員等（約1,000人）を対象に実施。

(2) BCP作成担当者研修の開催

（1,076千円（講師謝金 648千円、講師旅費 428千円））

- ・本庁各部局の作成担当者（約300人）を対象に、BCP作成のポイントについて、ワーク形式による研修を実施し、必要なノウハウ、知識を付与する。

3 これまでの取組状況

(1) 県庁でのBCP作成状況

新型インフルエンザ版の作成を終了し、現在、大規模地震版を作成しているところ。しかしながら、東日本大震災を受けて、被害想定規模を見直して新たに作成する。

(2) 市町村でのBCP作成状況

県内の損害を削減するためには、県内の全自治体が整備することが必要。現在、新型インフルエンザについては、対応マニュアルを県と共同で作成したが、地震などの自然災害のBCPは未作成。このため、今回の県の作成とあわせて市町村のBCP作成を支援する。

(参考)

BCP（Business Continuity Plan）とは、自然災害や事故、感染症の流行など、企業活動を拒む障害（リスク）に直面した際に、損害を最小限に抑えながら事業を継続するため、限られた人員や施設で目標時間内に業務を再開させるためにあらかじめ定めておく行動計画のこと。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福利厚生課 (内線: 7039)

2目 人事管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県庁舎受動喫煙防止対策事業	0	5,622	5,622				5,622	
トータルコスト	0	7,220	7,220	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0.2人	0.2人	工事の発注・契約・支払い等				
工程表の政策目標(指標)	受動喫煙防止対策の推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

県庁舎における受動喫煙防止対策を推進するため、本庁舎等の庁舎内は全面禁煙とし、敷地内に喫煙スペースを確保するとともに、禁煙に取り組もうとする者への支援を行う。

2 主な事業内容

庁舎内禁煙の実施

(1) 本庁舎・第二庁舎内を全面禁煙とし、敷地内に喫煙スペースを確保する。

敷地内喫煙スペース(案)	構造	設置費用
本庁舎講堂横東側入口正面	ユニットハウス	3,818 千円
本庁舎屋上(屋根がある位置)	安全フェンス	1,300 千円
第二庁舎車庫棟屋外通路(屋根がある位置)	目隠しフェンス	504 千円
計	—	5,622 千円

(2) スケジュール等

平成23年11月まで 敷地内喫煙スペースの設置(県庁舎耐震工事と要調整)

平成23年12月 本庁舎・第二庁舎内全面禁煙の実施

【参考】

(1) 県民アンケートの結果(平成23年1月25日~3月18日)

実施方法: 県政参画電子アンケート、競争入札参加資格業者への郵送アンケート、来庁者への聞き取り調査

回答者数: 733名(非喫煙者73%・喫煙者27%)

質問: 今後の県庁舎の受動喫煙防止対策の進め方について

項目	全体		
	全体	非喫煙者	喫煙者
庁舎内での空間分煙を継続	33.6%	26.6%	52.5%
庁舎内は全面禁煙とし、敷地内に喫煙場所を設置	44.7%	46.1%	40.9%
庁舎内、敷地内とも全面禁煙	20.8%	26.2%	6.1%
その他	0.9%	1.1%	0.5%

(2) 禁煙に取り組もうとする者への支援

①保健師による指導

- ・定期健康診断の事後指導
- ・特定保健指導の実施(生活習慣の改善等を指導)

②卒煙塾の開講

- ・禁煙指導医による学習会の開催 など

③禁煙治療保険外特別助成事業の実施(県職員互助会事業)

- ・禁煙治療が保険適用とならない若年層職員に対し、治療に要する経費の一部を助成

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和对策課 (内線：7073)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプラン	0	758	758				758	
トータルコスト	0	3,154	3,154	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	啓発用資料の作成、活用				
工程表の政策目標(指標)	宅地建物取引上の人権問題解決に向けた啓発の推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られる入居差別や同和地区かどうかを調べる土地差別調査などへの対応が求められている。

この新たな人権問題の解決に向けて、施策の基本方針(指針)を定めるとともに、具体的な取り組み内容を示した行動計画(アクションプラン)を策定し、市町村、宅地建物取引業の団体及び宅地建物取引業者の方々と協力して、その解決を目指す。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	所要額	事業内容
啓発用パンフレット、シールの作成	285	啓発用パンフレット、土地調査お断りシールの版下を作成する。
映像資料の購入・活用	473	啓発用DVDを購入し、県民への啓発や業界団体向けの研修用教材として活用する。
計	758	

(参考) アクションプランによる具体的取り組み

(1) 経緯

- 平成19年、大阪府内でのマンション開発において、調査会社が、建設予定地が同和地区に該当するかなど差別につながる調査を行っていた事実が発覚した。
- 本県においても、隣保館での聞き取り調査などの結果、宅地建物取引の場で、同和地区かどうかを調べる土地差別調査などの同様の問題の存在が見受けられた。

(2) 内容

① 啓発用資料の制作

- パンフレット、土地調査お断りシールを制作する。
- 映像資料の購入及び研修会等で活用する。

② 啓発事業の実施

- 土地差別問題をテーマとした人権問題講演会を実施する。(県内2箇所)
- 宅地建物取引主任者法定講習や宅地建物取引業者の任意研修会等で啓発を実施する。
- 県政だより、人権啓発ラジオで啓発を行う。

③ 実態把握の実施

- 隣保館訪問による実態を聴取する。(平成22年度から継続)

④ 業界の「自主行動基準」(仮称)の策定要請

- 宅地建物取引業者の団体である(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部に「自主行動基準」(仮称)の策定を要請する。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線: 7121)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
(新) 県立人権ひろば21 基金造成補助事業	0	598	598			598		
トータルコスト	0	598	598	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、補助金の支払い事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰額が生じた場合には、その全額を返納させ、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して返納額の2分の1を交付することとしている。

平成22年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除等を行った額の2分の1を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

区分	金額	主な内容
平成22年度管理委託料余剰額 (A)	1,250千円	
複数年契約導入による請負差額 (B)	53千円	清掃委託契約
差引(基金造成補助事業) (C) = ((A) - (B)) × 1/2	598千円	(参考) 平成22年度管理委託料支払額 10,775千円

交付先: 公益社団法人鳥取県人権文化センター (県立人権ひろば21の指名指定管理者)  
基金を充当する事業:

- (1) 人権問題についての調査・研究やより有効な啓発手法等の開発を行う調査研究事業
- (2) ワークショップ講座、人権ファシリテーター講座の開催等の研修事業
- (3) 啓発教材の作成・配布・貸出等を行う啓発・情報提供事業
- (4) 人権ひろば21で開催する人権学習会、人権ライブラリーでの書籍の貸出等の人権学習支援事業

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課（内線：7752）→事業実施：未来づくり推進局県民課

1目 一般管理費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県民参画基本条例(仮称)制定事業	(0)	(1,936)	(1,936)				(1,936)	
トータルコスト	(0)	(17,912)	(17,912)	(補正に係る主な業務内容) 検討委員会の開催、県民への情報提供 関係機関との調整等				
従事する職員数	(0.0人)	(2.0人)	(2.0人)					
工程表の政策目標(指標)	県民参画基本条例の制定及び各種参画制度の運用							

事業内容の説明

1 事業の概要

県民に開かれた県政の礎を確かなものにするため、情報公開、県民アンケート、住民投票制度などの基本を定める県民参画基本条例制定に向けて検討を行う。

<事業の進め方>

県民参画のための条例であることから、条例案の作成段階から、県民に積極的に情報提供・PRを行い、条例制定に向けて県民機運を醸成し、理解を得ながら進めていく。

- ① 県民への情報提供（検討委員会での検討内容等の周知）
- ② 検討委員会への公募委員の参画（学識経験者、県内NPO関係者、公募委員等を予定）
- ③ 市町村との調整（住民投票制度の事前調整）
- ④ 庁内ワーキンググループの活用（庁内関係課）
- ⑤ 検討期間：概ね2年間（平成24年度末を目標）

※平成23年度中に中間とりまとめ、平成24年度中に県民フォーラム等を予定。

2 主な事業内容

区分	所要額	事業内容
鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会の設置	1,831千円	役割：条例素案の作成・検討 委員構成：学識経験者、県内NPO関係者、公募委員等10名程度 回数：年度内に4回を予定 (目標期日までに全7回程度)
県民機運醸成(PR)	105千円	検討開始時点から積極的な情報提供・PRを行い、機運を醸成。 ・県政だより、とりネット、新聞広報等
計	1,936千円	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・住民が直接的に県政に参画する機会・手段として、パブコメや県民アンケートなどを実施。
- ・しかし、いずれも法令に基づく制度ではなく、その実施は行政側の判断によっているところ。
- ・情報公開、パブコメ、県民アンケートなど従来の手法を県民参画の手法として条例に位置づけるとともに、より直接的な県民参画の手法として、新たに住民投票制度の導入を含めて検討する。

平成23年度（7月）組織改正に伴う移管事業一覧

（一般会計）

統轄監総務課 → 総務部総務課

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知事・副知事費	49,735			〈諸収入〉 12	49,723	
LED照明など省エネルギー型設備の保有施設への率先導入事業	50,000				50,000	
県庁政策立案支援費（県庁内図書室運営費）	7,827			〈繰入金〉 2,630 〈諸収入〉 27	5,170	
知事公舎管理費	8,019			〈諸収入〉 162	7,857	
総務部管理運営費	9,193				9,193	〈移管前事業名〉 統轄監管理運営費
県庁舎管理事業	88,098			〈使用料〉 34,300 〈諸収入〉 825	52,973	
県庁舎設備管理事業	105,523				105,523	
県庁舎改修事業	27,130				27,130	
テレビ会議システム管理運営事業	1,081				1,081	
合計	346,606			37,956	308,650	

総務部財政課 → 総務部総務課

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総務部管理運営費	2,442			〈諸収入〉 12	2,430	〈移管前事業名〉 財政運営費 （予算用務） 一部移管

総務部県民課 → 未来づくり推進局県民課

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合受付等運営費	10,948			〈諸収入〉 121	10,827	
出前説明会実施事業	193				193	
パブリックコメント実施事業	4,678				4,678	
県政参画電子アンケート実施事業	1,753				1,753	
県民の声推進費	1,424				1,424	
不当要求行為等対策事業	100				100	
情報公開制度実施事業	591			〈諸収入〉 225	366	
個人情報保護・行政手続制度実施事業	467			〈諸収入〉 5	462	
草の根自治支援事業	1,178				1,178	
合計	21,332			351	20,981	

(用品調達等集中管理事業特別会計)

統轄監総務課 → 総務部総務課

(単位：千円)

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費	181,716				181,716	
割当電話料金	44,651				44,651	
合計	226,367				226,367	

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	467,884	△ 2,417	465,467	193,750		193,750	162,396		162,396
2 給 料	3,001,262	△ 8,445	2,992,817	1,759,632	39,410	1,799,042	1,395,494	39,410	1,434,904
3 職員手当等	5,324,884	△ 3,348	5,321,536	4,689,443	15,624	4,705,067	4,505,119	15,624	4,520,743
4 共 済 費	1,185,781	△ 3,540	1,182,241	689,519	14,812	704,331	547,922	14,812	562,734
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	36,315		36,315	36,315		36,315	36,315		36,315
7 賃 金	28,528		28,528	24,074		24,074	23,797		23,797
8 報 償 費	192,407	6,124	198,531	151,664	2,175	153,839	17,225	2,175	19,400
9 旅 費	226,360	19,566	245,926	99,127	12,053	111,180	93,677	12,053	105,730
費用弁償	21,428	△ 612	20,816	2,723		2,723	2,512		2,512
普通旅費	159,008	12,791	171,799	87,061	10,632	97,693	82,027	10,632	92,659
特別旅費	45,924	7,387	53,311	9,343	1,421	10,764	9,138	1,421	10,559
10 交 際 費	4,500		4,500	4,400		4,400	4,400		4,400
11 需 用 費	458,562	165	458,727	233,479	135	233,614	223,812	135	223,947
12 役 務 費	501,037	25	501,062	151,551	15	151,566	124,094	15	124,109
13 委 託 料	2,923,137	57,902	2,981,039	767,003		767,003	637,987		637,987
14 使用料及び賃借料	569,425	11,383	580,808	149,613	11,135	160,748	139,457	11,135	150,592
15 工 事 請 負 費	2,697,208	5,622	2,702,830	1,949,699	5,622	1,955,321	1,949,699	5,622	1,955,321
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	57,842		57,842	7,417		7,417	7,317		7,317
19 負担金、補助及び交付金	7,080,694	33,967	7,114,661	994,070		994,070	117,390		117,390
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	3,000	954	3,954	3,000	954	3,954	3,000	954	3,954
23 償還金、利子及び割引料	203,878	38	203,916	47,878	38	47,916	47,878	38	47,916
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	576,605		576,605	151,523		151,523	151,523		151,523
26 寄 付 金									
27 公 課 費	323		323						
28 繰 出 金	8,412		8,412	8,412		8,412	8,412		8,412
予 備 費									
計	25,548,544	117,996	25,666,540	12,112,069	101,973	12,214,042	10,197,414	101,973	10,299,387
財 源									
内 国 庫 支 出 金	2,013,929	727	2,014,656	701,049		701,049	701,049		701,049
地 方 債	1,190,000		1,190,000	912,000		912,000	912,000		912,000
そ の 他	1,581,950	△ 3,490	1,578,460	422,152		422,152	412,988		412,988
一 般 財 源	20,762,665	120,759	20,883,424	10,076,868	101,973	10,178,841	8,171,377	101,973	8,273,350



平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費								
	1目 一般管理費			2目 人事管理費			7目 財産管理費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	9,908		9,908	53,468		53,468	10,728		10,728
2 給料	1,395,494	39,410	1,434,904						
3 職員手当等	1,760,662	15,624	1,776,286	2,744,457		2,744,457			
4 共済費	522,141	14,812	536,953	10,809		10,809	1,605		1,605
5 災害補償費				500		500			
6 恩給及び退職年金									
7 賃金				22,716		22,716			
8 報償費	177		177	9,069	2,175	11,244	1,924		1,924
9 旅費	38,467	10,632	49,099	24,001	1,421	25,422	5,971		5,971
費用弁償	111		111	349		349	20		20
普通旅費	38,356	10,632	48,988	20,487		20,487	5,353		5,353
特別旅費				3,165	1,421	4,586	598		598
10 交際費	3,500		3,500						
11 需用費	82,064	135	82,199	13,565		13,565	38,275		38,275
12 役務費	15,239	15	15,254	38,752		38,752	24,532		24,532
13 委託料	1,449		1,449	114,613		114,613	295,464		295,464
14 使用料及び賃借料	14,870	11,135	26,005	14,624		14,624	37,100		37,100
15 工事請負費	25,000		25,000		5,622	5,622	1,924,699		1,924,699
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	2,410		2,410	410		410	3,085		3,085
19 負担金、補助及び交付金				51,234		51,234	48,730		48,730
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金								954	954
23 償還金、利子及び割引料							12,878	38	12,916
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費									
28 繰出金	8,412		8,412						
予備費									
計	3,879,793	91,763	3,971,556	3,098,218	9,218	3,107,436	2,404,991	992	2,405,983
財源内訳	国庫支出金						700,870		700,870
	地方債						912,000		912,000
	その他	17,522		17,522	45,494		165,099		165,099
	一般財源	3,862,271	91,763	3,954,034	3,052,724	9,218	3,061,942	627,022	992

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費								
				うち総務部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	392,222	1,591	393,813	8,504		8,504	8,504		8,504
2 給料	1,625,482	5,630	1,631,112	45,048		45,048	45,048		45,048
3 職員手当等	906,327	2,232	908,559	22,704		22,704	22,704		22,704
4 共済費	645,261	2,357	647,618	18,139		18,139	18,139		18,139
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	484		484						
8 報償費	79,583	2,207	81,790	5,958	75	6,033	5,958	75	6,033
9 旅費	68,784	25,701	94,485	4,153		4,153	4,153		4,153
費用弁償	9,357		9,357	264		264	264		264
普通旅費	37,096	19,053	56,149	1,594		1,594	1,594		1,594
特別旅費	22,331	6,648	28,979	2,295		2,295	2,295		2,295
10 交際費									
11 需用費	200,977	5,233	206,210	3,994		3,994	3,994		3,994
12 役務費	92,327	650	92,977	4,273		4,273	4,273		4,273
13 委託料	2,479,742	46,318	2,526,060	37,496	210	37,706	37,496	210	37,706
14 使用料及び賃借料	91,372	4,629	96,001	2,521		2,521	2,521		2,521
15 工事請負費	59,587		59,587						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	10,856	473	11,329	70	473	543	70	473	543
19 負担金、補助及び交付金	32,325,900	561,594	32,887,494	321,817	598	322,415	321,817	598	322,415
20 扶助費	4,832,942		4,832,942						
21 貸付金	68,476		68,476						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	250,716		250,716						
26 寄付金	1,250		1,250						
27 公課費	90		90						
28 繰出金	2,512		2,512						
予備費									
計	44,134,890	658,615	44,793,505	474,677	1,356	476,033	474,677	1,356	476,033
財源									
内 国庫支出金	4,412,830	△ 30,628	4,382,202	228,268		228,268	228,268		228,268
内 地方債									
内 その他	6,266,422	570,928	6,837,350	47	598	645	47	598	645
内 一般財源	33,455,638	118,315	33,573,953	246,362	758	247,120	246,362	758	247,120

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費			12款 公債費			12款 公債費					
	うち総務部			補正前	補正額	補正後	うち総務部					
	1項 社会福祉費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	1目 社会福祉総務費											
	補正前	補正額	補正後									
1 報 酬	8,504		8,504									
2 給 料	45,048		45,048									
3 職員手当等	22,704		22,704									
4 共 済 費	18,139		18,139									
5 災害補償費												
6 恩給及び退職年金												
7 賃 金												
8 報 償 費	5,958	75	6,033									
9 旅 費	4,153		4,153									
費用弁償	264		264									
普通旅費	1,594		1,594									
特別旅費	2,295		2,295									
10 交 際 費												
11 需 用 費	3,994		3,994									
12 役 務 費	4,273		4,273									
13 委 託 料	37,496	210	37,706									
14 使用料及び賃借料	2,521		2,521									
15 工事請負費												
16 原 材 料 費												
17 公有財産購入費												
18 備品購入費	70	473	543									
19 負担金、補助及び交付金	321,817	598	322,415	102,920		102,920	102,920		102,920			
20 扶 助 費												
21 貸 付 金												
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料												
24 投資及び出資金												
25 積 立 金												
26 寄 付 金												
27 公 課 費												
28 繰 出 金				57,875,367	112,470	57,987,837	57,875,367	112,470	57,987,837			
予 備 費												
計	474,677	1,356	476,033	57,978,287	112,470	58,090,757	57,978,287	112,470	58,090,757			
財 源 内 訳	国庫支出金	228,268		228,268								
	地方債											
	その他	47	598	645	5,805,487		5,805,487	5,805,487	5,805,487			
	一般財源	246,362	758	247,120	52,172,800	112,470	52,285,270	52,172,800	112,470			

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	12款 公債費						総 務 部 合 計		
	うち総務部								
	1項 公債費						補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	2目 公債管理特別会計繰出金					
補正前				補正額	補正後				
1 報 酬							202,254		202,254
2 給 料							1,804,680	39,410	1,844,090
3 職員手当等							4,712,147	15,624	4,727,771
4 共 済 費							707,658	14,812	722,470
5 災 害 補 償 費							500		500
6 恩給及び退職年金							36,315		36,315
7 賃 金							24,074		24,074
8 報 償 費							157,622	2,250	159,872
9 旅 費							103,280	12,053	115,333
費用弁償							2,987		2,987
普通旅費							88,655	10,632	99,287
特別旅費							11,638	1,421	13,059
10 交 際 費							4,400		4,400
11 需 用 費							237,473	135	237,608
12 役 務 費							155,824	15	155,839
13 委 託 料							804,499	210	804,709
14 使用料及び賃借料							152,134	11,135	163,269
15 工 事 請 負 費							1,949,699	5,622	1,955,321
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費							7,487	473	7,960
19 負担金、補助及び交付金	102,920		102,920				8,035,997	598	8,036,595
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金							3,000	954	3,954
23 償還金、利子及び割引料							5,849,456	38	5,849,494
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							151,523		151,523
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金	57,875,367	112,470	57,987,837	57,875,367	112,470	57,987,837	57,883,779	112,470	57,996,249
予 備 費							150,000		150,000
計	57,978,287	112,470	58,090,757	57,875,367	112,470	57,987,837	83,133,801	215,799	83,349,600
財 国庫支出金							929,317		929,317
源 地 方 債							912,000		912,000
内 そ の 他	5,805,487		5,805,487	5,805,487		5,805,487	6,477,686	598	6,478,284
訳 一 般 財 源	52,172,800	112,470	52,285,270	52,069,880	112,470	52,182,350	74,814,798	215,201	75,029,999

## 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
<b>2款 総務費</b>	
<b>1項 総務管理費</b>	
<b>1目 一般管理費</b>	
給料	一般職員 14名
<b>7目 財産管理費</b>	
償還金、利子及び割引料	賠償金返済利息 38
<b>3款 民生費</b>	
<b>1項 社会福祉費</b>	
<b>1目 社会福祉総務費</b>	
負担金、補助及び交付金	県立人権ひろば21基金造成事業補助金 598

平成23年度鳥取県公債管理特別会計補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
(鳥取県公債管理特別会計) 財政課	72,460,367	112,470	72,572,837				112,470	
合計	72,460,367	112,470	72,572,837				112,470	

平成23年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1 繰入金			千円 62,263,367	千円 112,470	千円 62,375,837		千円	
	1 一般会計 繰入金		57,875,367	112,470	57,987,837			
		1 一般会計繰入金	57,875,367	112,470	57,987,837	1 一般会計繰入金	112,470	
歳入合計			72,460,367	112,470	72,572,837			

歳出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
						国庫支出金	繰入金	事業収入	区分	金額	
1 公債費			千円 72,460,367	千円 112,470	千円 72,572,837	千円	千円	千円		千円	
	1 公債費		72,460,367	112,470	72,572,837		112,470				
		1 元 金	61,349,751	100,000	61,449,751		100,000		25 積立金	100,000	
		2 利 子	11,090,336	3,000	11,093,336		3,000		23 償還金利子 及び割引料	3,000	
		3 公債諸費	20,280	9,470	29,750		9,470		11 需用費 12 役務費	145 9,325	
歳出合計			72,460,367	112,470	72,572,837		112,470				

平成23年度鳥取県公債管理特別会計補正予算説明資料

1款 公債費  
1項 公債費  
1目 元金

財政課 (内線: 7045)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	61,349,751	100,000	61,449,751				<一般会計繰入金> 100,000	
トータルコスト	61,352,946	100,000	61,452,946	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	-				
工程表の政策 目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保</li> <li>平成26年度末の実質的な借入金残高を、22年度末 (3,694億円) 以下</li> </ul>							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 概要 住民公募債の発行に際し、発行時期が年度半ばであることから、下半期分の償還に相当する減債基金積立金を増額するもの。</p> <p>2 所要額 100,000千円 満期一括償還に係る減債基金積立金 (住民公募債分) 補正前 350,000千円 補正後 450,000千円 補正額 100,000千円</p>								

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	11,090,336	3,000	11,093,336				<一般会計繰入金> 3,000	
トータルコスト	11,093,531	3,000	11,096,531	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	-				
工程表の政策 目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保</li> <li>平成26年度末の実質的な借入金残高を、22年度末 (3,694億円) 以下</li> </ul>							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 概要 住民公募債の発行に際し、発行時期が年度半ばであることから、下半期分の利払いが発生するため、支払利子を増額するもの。</p> <p>2 所要額 3,000千円 補正前 11,090,336千円 補正後 11,093,336千円 補正額 3,000千円</p>								



平成23年度鳥取県公債管理特別会計補正予算説明資料

1款 公債費

1項 公債費

財政課 (内線: 7045)

3目 公債諸費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
公債諸費	20,280	9,470	29,750				<一般会計繰入金> 9,470	
トータルコスト	21,079	10,269	31,348	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	-				
工程表の政策 目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保</li> <li>・平成26年度末の実質的な借入金残高を、22年度末 (3,694億円) 以下</li> </ul>							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 概要 住民公募債を発行するために必要な手数料等の諸経費。</p> <p>2 所要額 9,470千円            発行手数料 9,325千円            その他需用費 145千円            計 9,470千円</p>								

平成23年度鳥取県公債管理特別会計6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	1款 公債費								
				1項 公債費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1目 元金		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬									
2 給 料									
3 職員手当等									
4 共 済 費									
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金									
8 報 償 費									
9 旅 費									
費用弁償									
普通旅費									
特別旅費									
10 交 際 費									
11 需 用 費		145	145		145	145			
12 役 務 費	20,185	9,325	29,510	20,185	9,325	29,510			
13 委 託 料	95		95	95		95			
14 使用料及び賃借料									
15 工事請負費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費									
19 負担金、補助及び交付金									
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	72,090,087	3,000	72,093,087	72,090,087	3,000	72,093,087	60,999,751		60,999,751
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	350,000	100,000	450,000	350,000	100,000	450,000	350,000	100,000	450,000
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	72,460,367	112,470	72,572,837	72,460,367	112,470	72,572,837	61,349,751	100,000	61,449,751
財 国庫支出金									
源 地 方 債	10,197,000		10,197,000	10,197,000		10,197,000	10,197,000		10,197,000
内 そ の 他									
訳 繰 入 金	62,263,367	112,470	62,375,837	62,263,367	112,470	62,375,837	51,152,751	100,000	51,252,751

平成23年度鳥取県公債管理特別会計6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節							総 務 部 合 計		
	2目 利子			3目 公債諸費			補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬									
2 給 料									
3 職員手当等									
4 共 済 費									
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金									
8 報 償 費									
9 旅 費									
費用弁償									
普通旅費									
特別旅費									
10 交 際 費									
11 需 用 費					145	145		145	145
12 役 務 費				20,185	9,325	29,510	20,185	9,325	29,510
13 委 託 料				95		95	95		95
14 使用料及び賃借料									
15 工事請負費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費									
19 負担金、補助及び交付金									
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	11,090,336	3,000	11,093,336				72,090,087	3,000	72,093,087
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							350,000	100,000	450,000
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	11,090,336	3,000	11,093,336	20,280	9,470	29,750	72,460,367	112,470	72,572,837
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債						10,197,000		10,197,000
	その他								
	繰入金	11,090,336	3,000	11,093,336	20,280	9,470	29,750	62,263,367	112,470

## 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 公債費	
1項 公債費	
1目 元金	
積立金	減債基金積立金(満期一括償還分) <span style="float: right;">100,000</span>
2目 利子	
償還金、利子及び割引料	公債利子償還金 <span style="float: right;">3,000</span>

条 例 名 等	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                  外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員について、その派遣先の勤務に対し報酬が支給されないとき又は報酬が低いときに限り、給与の全部又は一部を支給することができるようにする等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 派遣職員に支給する給与について、派遣先機関から支給される報酬の額を含めて、当該職員が派遣先の機関の所在する国の在外公館に勤務する外務職員であるとした場合に支給されることとなる給与の水準を超えない範囲内で、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ全部又は一部（現行 100分の70～100分の100）を支給することとする。                  (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日                  平成23年7月1日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>【改正後】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">外務職員であるとした場合の給与額</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     県から支給される給与 100/100以内                      派遣先から支給される報酬等の額                 </td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>【改正前】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">外務職員であるとした場合の給与額</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     県から支給される給与 70/100から 100/100以内、                      派遣先から支給される報酬等の額                 </td> </tr> </table> </div> </div> <p>(参考)                  外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律                  第7条 <u>派遣職員の派遣の期間中の給与及び派遣職員が派遣の終了後派遣先の業務上の負傷又は疾病に起因して、当該負傷若しくは疾病に係る療養のため若しくは当該疾病に係る就業禁止の措置により勤務しないとき、又は地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときの当該勤務しない期間又は休職の期間中の給与、派遣職員が退職したときの退職手当並びに派遣職員に対する旅費の支給については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定により派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとする。</u></p> <p>人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）                  第7条 派遣職員には、人事院の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p>	外務職員であるとした場合の給与額	県から支給される給与 100/100以内 派遣先から支給される報酬等の額	外務職員であるとした場合の給与額	県から支給される給与 70/100から 100/100以内、 派遣先から支給される報酬等の額
外務職員であるとした場合の給与額	県から支給される給与 100/100以内 派遣先から支給される報酬等の額				
外務職員であるとした場合の給与額	県から支給される給与 70/100から 100/100以内、 派遣先から支給される報酬等の額				

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬（人事委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する在外公館に勤務する外務職員（外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員をいう。）であるとした場合に支給される給与（人事委員会規則で定めるものに限る。）の年額（以下「外務職員給与年額」という。）に満たないときは、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣の期間中、当該外務職員給与年額（派遣先の勤務に対して報酬が支給される場合にあっては、当該外務職員給与年額から報酬年額を減じた額）を超えない範囲内で、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ全部又は一部を支給する。</u></p> <p>2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、<u>前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ<u>100分の70</u>を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</u></p> <p>3 略</p>

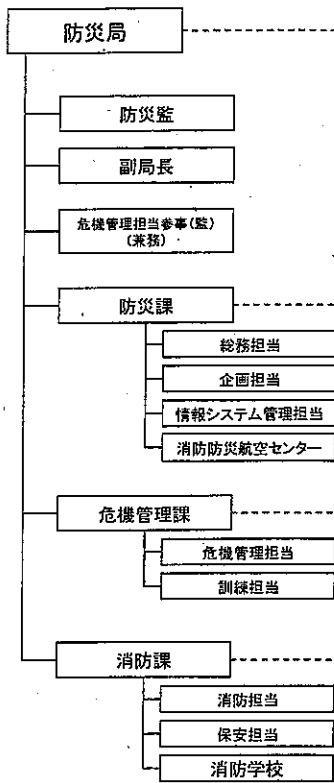
附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

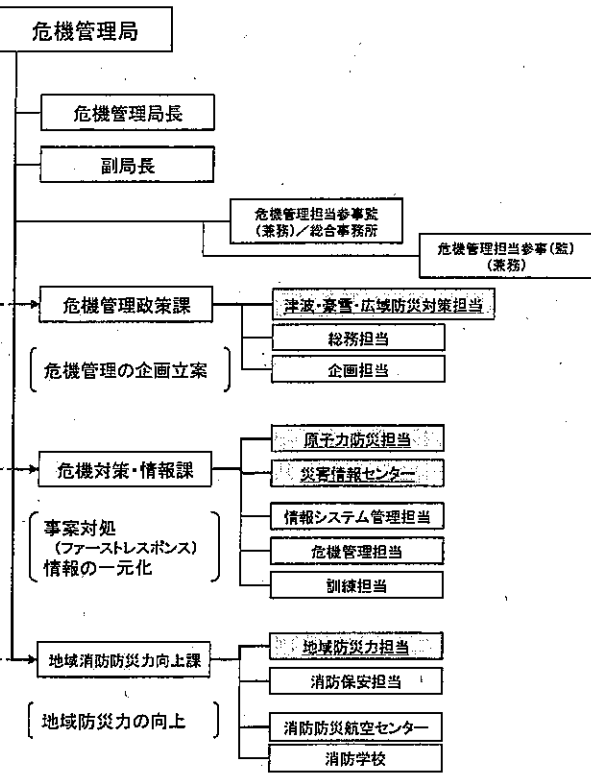
条 例 名 等	鳥取県行政組織条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>(1) 未来づくりの推進とそのため核であるパートナー県政に関する業務を統轄する組織として、統轄監を未来づくり推進局に再編する。</p> <p>(2) 津波対策、原子力防災対策及び豪雪対策の強化並びに災害危機情報の一元化を図るための組織を再構築するため、防災局を危機管理局に再編する。</p> <p>(3) 統轄監は、未来づくり推進局を所管し、必要に応じて部局等の総合調整を行う職とする。</p> <p>(4) その他所要の見直しを行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 統轄監を未来づくり推進局に再編する。</p> <p>(2) 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ア 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項</p> <p>イ 広報及び広聴に関する事項</p> <p>ウ 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項</p> <p>(3) 防災局を危機管理局に再編する。</p> <p>(4) 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ア 防災及び危機管理に関する事項</p> <p>イ 原子力防災対策に関する事項</p> <p>ウ 災害危機情報に関する事項</p> <p>エ 地域の危機対応力の向上に関する事項</p> <p>オ 消防に関する事項</p> <p>(5) 行政運営の連絡調整に関する事項を、総務部の所掌事務とする。</p> <p>(6) 青少年に関する事項を、福祉保健部（現行 企画部）の所掌事務とする。</p> <p>(7) 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて部局等の総合調整を行う統轄監を置く。</p> <p>(8) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>平成23年7月1日</p> <p><b>4 参考</b></p> <p>&lt;統轄監体制&gt;</p>

<危機管理局体制>

<現行>



<改正案>





鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例案

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条 第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p><u>未来づくり推進局</u> <u>危機管理局</u> 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 行政監察監</p> <p>(<u>未来づくり推進局</u>の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>未来づくり推進局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>広報及び広聴に関する事項</u></p> <p>(3) <u>県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項</u></p> <p>(<u>危機管理局</u>の所掌事務)</p> <p>第4条 <u>危機管理局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条 第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p><u>統轄監</u> <u>防災局</u> 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 行政監察監</p> <p>(<u>統轄監</u>の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>統轄監</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>行政運営の総合調整に関する事項</u></p> <p>(3) <u>広報に関する事項</u></p> <p>(<u>防災局</u>の所掌事務)</p> <p>第4条 <u>防災局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p>

- (1) 略
- (2) 原子力防災対策に関する事項
- (3) 災害危機情報に関する事項
- (4) 地域の危機対応力の向上に関する事項
- (5) 略

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政運営の連絡調整に関する事項
- (2)～(6) 略
- (7) 文書に関する事項
- (8)及び(9) 略

(企画部の所掌事務)

第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 青少年に関する事項
- (9) 略
- (10) 略

(統轄監及び部局等の長)

第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部局等の長を置く。

2 部局等の長（以下「部局長等」という。）は、部にあつては部長、局にあつては局長、行政監察監にあつては行政監察監とする。

3 統轄監は、第1項の事務を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局等の総合調整を行う。

4 部局長等は、第1項の事務を処理するとともに、

- (1) 略

- (2) 略

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住民自治の支援に関する事項
- (2)～(6) 略
- (7) 文書及び広聴に関する事項
- (8)及び(9) 略

(企画部の所掌事務)

第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 県民の社会活動の推進に関する事項
- (4) 略
- (5) 青少年に関する事項
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(部局等の長)

第14条 部局等にそれぞれその長（以下「部局長等」という。）を置く。

2 部局長等は、統轄監にあつては統轄監、部にあつては部長、局（防災局を除く。）にあつては局長、防災局にあつては防災監、行政監察監にあつては行政監察監とする。

3 部局長等は、部局等の所掌事務をつかさどるとと

<p>部局長等の所掌事務をつかさどる。</p> <p>5 部局長等は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p>	<p>もに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</p> <p>4 部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条中「総務部」を「未来づくり推進局」に改める。

(鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正)

3 鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「企画部長」を「未来づくり推進局長」に改める。

<p>条 例 名 等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b>          法律上県の義務に属する売却した県有地の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 和解の相手方          鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の趣旨          県は、損害賠償金953,256円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要          県が平成22年11月22日付けで和解の相手方に売却した県有地について、売却の際は都市計画法上の「都市計画区域外」と提示していたが、売却後、「都市計画区域」の市街化調整区域であることが発覚し、当該地への住宅建築が不可能となった。          当該法律上の制限の存在は隠れた瑕疵に当たり、和解の相手方と締結した公有財産売買契約に定める瑕疵担保責任免責条項は消費者契約法の規定に基づき排除されることから、県が責任を負うべきものであり、当該土地売買に伴い和解の相手方が負担した費用を県が負担しようとするものである。</p>

平成22年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他		地方債
			円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	県庁舎改修事業費	107,963,000	107,963,000	107,963,000					
		県有施設営繕事業費	319,944,000	257,585,455	125,547,455					132,038,000
計			427,907,000	365,548,455	233,510,455					132,038,000